

苦情申出に対する苦情処理委員会の意見について ～男女共同参画推進条例施行後、初の苦情申出～

令和5年（2023年）4月に、八王子市男女共同参画推進条例が施行されたことに伴い、同年4月3日に、同条例第19条に規定する「苦情の申出」がありました。第1回苦情処理委員会（5月17日開催）では、苦情申出者と実施機関（選挙管理委員会事務局）の双方からの説明及び委員との質疑応答を行いました（第1回会議録については、市ホームページで公表済）。

本日、第2回苦情処理委員会を開催し、その内容についてお知らせいたします。



▲Web会議の様子

1 第2回苦情処理委員会

- (1) 日時 6月1日（木）16時～16時30分（Web会議方式）
- (2) 出席者 委員長 山田昌弘氏（学識経験者・中央大学文学部教授）
委員 福澤武文氏（弁護士）
委員 清水弘美氏（その他市長が認める者：7月に人権擁護委員に委嘱予定、元八王子市内小学校校長）

2 苦情申出内容

「八王子市選挙管理委員会が作成した選挙啓発ポスターが、男女共同参画の推進に逆行するものである」（申出者：井上睦子氏、陣内泰子氏、鳴海有理氏、松本良子氏）

3 苦情申出に対する苦情処理委員会の意見（概要）

選挙啓発ポスターは、男女共同参画に逆行すると判断することはできず、撤去（撤回）の必要はないと考える。ただ、選挙管理委員会に女性がいないことは男女共同参画推進の観点からは問題であり、男女比をなるべく近づけるよう要望する。

- 《理由》
- ・ポスターに起用された人物は、女性ということではなく、一般の人々に訴えうる個人的な能力、容姿かつ印象をもつ個人、つまり、タレントとして登場したと考えることが妥当である。
 - ・ポーズ、服装など一般的に性的な対象であることを喚起させるような特徴があきらかだとはいえない。

<問い合わせ>